

猫の適正飼養等ガイドライン

人と猫が快適に共生できるまちを目指して



令和7年7月
宇部市

目 次

1	猫の生態と特性	1
2	地域猫活動について	2
3	市の支援制度	6
4	関係法令と争訟事例	8

1. 猫の生態と特性

人と猫が共生するためには、猫の生態・習性を理解することが重要です。

- 基本的には単独行動
- 半径250～500m程度のなわばりを持つ
- トイレはやわらかい土や砂地を好む
- 本来は肉食動物
- 餌のあるところが生活拠点
- 屋外にいる猫の寿命は3～5年くらい
- 平均年2回の出産、1回に4～8匹を産む

猫は繁殖力の非常に強い動物です。

1年1回の出産で、1組の猫からこのくらい増えます。



1組の野良猫が、
1年で65匹に
増えます。



しかも、出産は平均年2回です。

2. 地域猫活動について

猫を助きたい方

- 飼えないけど餌はあげたい
- お腹をすかせて猫がかawaiiそう
- 不幸な猫が増えるのを防ぎたい



こっそり餌だけ与えるのは？

餌を与えるだけでは自己満足で終わってしまいます。
無責任な餌やりによって、他の敷地でふん尿をしたり、車にキズをつけたり、猫が嫌いな方には大変な迷惑です。
場合によっては、裁判で高額な賠償を求められることもあります。

猫に困っている方

- 花壇や敷地にふんや尿をされて困る
- ニャーニャー鳴き声がうるさい
- ごみを荒らされて迷惑している
- 子猫が生まれて数が増えている
- 路上に猫が集まってあぶない



捕まえて、どこか遠くで放すのは？

猫を捨てる（遺棄する）と、動物愛護法により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

平均年2回出産し、1回に4～8匹生まれる猫はそんなことをしても減りません。

不妊去勢手術をすると、マーキングが少なくなり、ふん尿の臭いが軽減され、発情期の鳴き声も少なくなります。

また、子猫も生まれず、これ以上増えません。

猫を助きたい方も、猫に困っている方も、猫と共生する住みやすい環境を整えるために、地域猫活動を始めてみませんか？

※地域猫とは、地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫のことです。

地域猫活動とは

飼い主のいない猫の問題を解決するには、地域の「猫を助けたい方」と「猫に困っている方」とがお互いに「餌やり以外の管理もする」「排除せず見守る」といった歩み寄りの気持ちを持ち、長期的な視点で解決を目指すことが求められます。

地域猫活動とは、地域住民の合意のもと、その地域にお住まいの活動を行おうとする住民（活動グループ）が主体となって不妊去勢手術や一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行うことにより、猫による生活環境被害を軽減しつつ、猫の一代限りの生を全うさせ、数年かけて地域から野良猫を減らしていくための仕組みです。



地域猫活動で適正管理をしながら減らそう

まずは、地域住民同士や自治会で問題点や対策について話し合いをします。必要に応じて、行政機関や動物愛護団体が活動をサポートします。

動物愛護団体は、有志で活動している非営利の団体です。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術のための捕獲のしかたや、譲渡先探しのお手伝いをしています。

なお、猫の引き取りについては受け付けていません。

取り組み事例

経緯

自治会内に飼い主のいない猫が多く、無責任な餌やりが行われていたこともあり、子猫が産まれて数も増え、ふん尿被害などのトラブルが目立っていた。

そこで、餌やりを行っていた方も含めて話し合い、自治会全体で飼い主のいない猫への一斉不妊去勢手術に取り組んだ。

内容

動物愛護団体の協力のもと、餌やり、捕獲、動物病院への送迎などを役割分担し、約3週間で実施した。

結果

20匹を捕獲、子猫5匹を除く15匹に不妊去勢手術を実施。

子猫のうち、数匹については譲渡を行った。

自治会全体で置き餌をしない、トイレを設置するなどしたため環境は大きく改善された。

地域猫活動の進め方

地域での話し合い

お住まいの自治会や地域住民間で問題点（ふん尿被害や猫の増加など）を確認し、解決に向けた取り組みについて話し合います。

猫を助けたい方も、猫に困っている方も、お互いで話し合うことが大事です。

活動の計画づくり

活動を行うための計画をたてます。

各自の役割を決め、効果的な取り組みとなるよう現在の状況を確認します。

- 猫の個体把握
- 餌やりの場所、時間等
- トイレの設置場所、個数等
- 不妊去勢手術を行うための役割分担（捕獲、動物病院への送迎等）

不妊去勢手術の実施

動物病院等で不妊去勢手術を行い、手術したことがわかるようにオスは右耳、メスは左耳の耳先をカットします。

術後の健康状態を確認し、元の世界へ戻します。

手術を行うことで、マーキングやふん尿の臭いの軽減、発情期の鳴き声が抑制されます。

餌・トイレの管理

- 毎日決まった時間に餌やりをします。
- 猫が嫌いな方にも配慮した餌やり場を選びます。
- 食べ終わったら、残った餌や容器は片付けます。
- 餌場の近くにトイレを設置します。
- トイレは毎日清掃し、砂は入れ替えます。



その後の管理

不妊去勢した猫を定期的に確認し、回覧等で報告します。

それ以外の猫が確認された場合には、安易に餌やりをせず、自治会内で確認したうえで不妊去勢手術を行うようにします。

譲渡できる猫については、譲渡先を探すようにします。

飼い主のいない猫に餌をあげている方へ

① ご近所の理解を得ましょう

周囲の方の理解を得ることは地域猫活動の第一歩です。

② 不妊去勢手術をしましょう

猫の繁殖を抑えるためにも不妊去勢手術をしましょう。

③ 置きエサをしないようにしましょう

餌は決まった時間に決まった量を与えましょう。

餌の容器はそのままにせず、食べ終わったら片付けましょう。

④ トイレを設置しましょう

餌場の近くにトイレを設置しましょう。

トイレの数は頭数分用意しましょう。



猫を飼っている方へ

① 猫は室内で飼いましょう

飼い猫を屋外に出すと、病気や交通事故、猫同士のケンカによる怪我などの危険があります。

また、ふん尿被害、他人の車を傷つけるなど周辺住民に迷惑をかけ、トラブルに発展する可能性もありますので、完全室内飼育に努めましょう。

② 不妊去勢手術をしましょう

猫は繁殖力が非常に強い動物です。

また、飼い主が知らないところで繁殖する場合がありますので、不妊去勢手術をしましょう。

③ 迷子札をつけましょう

猫が迷子になった時のために、迷子札を装着しましょう。

迷子札には連絡先を記載し、猫が保護されたら連絡が来るようにしておきましょう。

また、災害時の対策としてもマイクロチップを装着するよう努めましょう。

④ 終生飼育をしましょう

飼い猫が家族であることを認識し、責任をもって終生飼育に努めましょう。

また、飼い主の年齢や生活環境から、終生飼養できるか判断しましょう。

万が一、猫が飼えなくなったときは譲渡先を探しましょう。

3. 市の支援制度

宇部市では、「飼い主のいない猫の不妊去勢手術費等補助金」や、猫のふん尿被害などに困っている方に「猫よけ器（超音波発生装置）の貸し出し」の支援を行っています。

また、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を前提とした場合に限り、「猫捕獲器の貸し出し」も行っていますので、地域猫活動をされる際はぜひご利用ください。

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金

対 象

適正な飼育のもとで地域猫活動を行う、市内の自治会及び市内に住所を有する個人

補助上限

- メス猫1匹につき10,000円、オス猫1匹につき5,000円
- 1世帯あたり7匹まで（自治会の場合は匹数制限なし。）

添付書類

- 動物病院発行の領収書
- 手術前と手術後が確認できる猫の写真
（正面から耳カットの前後が鮮明に確認できるもの。）

申請期限

不妊去勢手術を受けさせた日から30日を経過する日又は年度内のどちらか早い日

※年度によっては補助金が想定よりも早く無くなってしまう場合がありますので、申請される際は事前に担当課までお問い合わせください。

補助金を利用した「T・N・R活動」を行うことで、かわいそうな猫を減らすことができます。

TNRとは、
(Trap)→つかまえる



(Return)→もとの場所にもどす



(Neuter)→手術する

この補助金は、「クラウドファンディング」により皆様から頂いたご寄附で成り立っています。

クラウドファンディングとは、自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄附金の「使い道」をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る仕組みをいいます。

ご寄附は本市へのふるさと納税寄附金として取扱い、所得税・住民税控除の対象となりますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。

お問い合わせ先 宇部市環境政策課 0836-34-8251

猫捕獲器の貸し出し

対 象

飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせようとする市民

貸出期間

貸し出しを受けた日から2週間以内

貸出台数

1台まで

貸出回数

何度でもご利用可能ですが、貸出期間ごとに返却のうえ、再度ご予約頂けます。

貸出料

無料



お問い合わせ先 環境政策課 0836-34-8251

猫よけ器(超音波発生装置)の貸し出し

対 象

自己の所有地または借地での被害の軽減を目的とする市民

貸出期間

貸し出しを受けた日から2週間以内

貸出台数

最大2台まで

貸出回数

1世帯1回限り

貸出料

無料



※猫よけ器は、1台あたり単1電池4本で動作します。
電池については各自でご用意ください。

お問い合わせ先 環境政策課 0836-34-8251

4. 関係法令と争訟事例

動物の愛護及び管理に関する法律

第二十五条第1項

都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

第四十四条

愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いებაと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

このように、指導や助言の権限は都道府県知事にあることから、猫に関する苦情があった場合には、県職員（保健所）に帯同して現地に伺うことがあります。

損害賠償等請求事件（H15.6.11 神戸地方裁判所 判決）

野良猫へのエサやりによって多数の猫が集まり、ふん尿の悪臭による被害などを与えた事案で、「野良猫のふん尿により猫嫌いの人が大きな不快感を味わっていることを認識できる場合には、野良猫へのエサやりを中止すべきであり、エサやりを続ける行為は、野良猫による被害が受忍限度を超えるものである以上は違法であるというべきである。」として、エサやりを行っていた住民に、猫のふん尿被害に対する慰謝料40万円を含む計150万円の支払いを命じました。

損害賠償請求事件（H27.9.17 福岡地方裁判所 判決）

野良猫にエサを与え続けていた女性に対し、ふん尿で自宅の庭が汚されたなどとして、住民がその女性に対し約160万円の損害賠償を求める訴訟を起こしました。

判決では、エサを与えていた女性に対し、原告住民に対する慰謝料を含む約55万円の支払いが命じられました。

裁判官は、野良猫を愛護する思いを配慮しつつも、「エサやりの中止や屋内飼育を行うべきだった」とし、「近隣住民への配慮を怠り、生活環境を害した」と結論付けています。

「猫の適正飼育等ガイドライン」
発行 令和7年（2025年）7月
編集 宇部市市民環境部環境政策課
〒755-8601
山口県宇部市常盤町一丁目7番1号
TEL0836-34-8251

